美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防対策について

美容業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、全日本美容業生活衛生同業組合連合会では「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和4年12月12日改訂)及び「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(マスク着用の取扱について)(令和5年3月13日)を策定し、このガイドラインに沿って対応してきたところです。

こうした中で、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に位置づけられ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同方針に基づく「業種別ガイドライン」の取扱いも廃止されることとなりました。

従って、令和5年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体 的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

このため、全日本美容業生活衛生同業組合連合会では、これまで策定・改訂し、遵守してきた業種別ガイドラインを、美容事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たっての指針として引き続き活用いただき、平時からの感染対策に取り組んでいただくことを推奨しております。